

○栗東市森林整備計画概要

栗東市森林整備計画とは、県が樹立する地域森林計画に沿って各市町が 5 年ごとに樹立する 10 年計画の栗東市版のもので、鳥獣害の防除に関する事項等、市町村の森林関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する内容が定められた、地域の森林・林業のマスタープランとなる計画です。

この計画は、森林法第 10 条の 5 第 1 項の規定により樹立が義務付けられており、同法第 10 条の 6 第 3 項や、3 林野計第 305 号の通知にて、森林の現況等に変動があった場合や、社会的条件に変動があった際は変更できる旨が明記されていることから、適宜変更は可能となっております。

○変更点

主伐・再造林計画の一部該当森林を「長伐期施業を推進すべき森林」から除外し「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「特に効率的な施業が可能な森林」へ追加

○変更背景

令和 4 年度に樹立した栗東市森林整備計画において、森林を長寿命化させる目的で定めた「長伐期施業を推進すべき森林」を一部位置付けております。

当該森林は、伐期が通常の 2 倍に定められており、伐採等の施業が今後数十年先までできない状態となっております。

一方で、現在の林業情勢では、国・県ともに主伐・再造林を推進している状況にあります。しかし、上記の理由から、「長伐期施業を推進すべき森林」内では施業を行うことができず、主伐・再造林が推進できない現状となっております。

そのため、これらの背景から、該当森林での施業を可能にし、主伐・再造林を推進していくために、対象となる森林を栗東市森林整備計画の「長伐期施業を推進すべき森林」から除外し、「特に効率的な施業が可能な森林」に追加する軽微な変更となります。

現行	変更案
○栗東市森林整備計画 樹立 令和5年3月31日 I (略) II 森林の整備に関する事項 第1～第3 (略) 第4 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 1 (略) 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (1) 区域の設定 林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を栗東市森林整備計画概要図のとおり定めるものとする。このうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近い森林である特に効率的な施業が可能な森林を次の通りとし、その区域を示す。	○栗東市森林整備計画 <u>変更 令和7年3月31日</u> I (略) II 森林の整備に関する事項 第1～第3 (略) 第4 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 1 (略) 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 (1) 区域の設定 林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林を栗東市森林整備計画概要図のとおり定めるものとする。このうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近い森林である特に効率的な施業が可能な森林を次の通りとし、その区域を図示する。

特に効率的な施業が可能な森林

林小班	1 0 1 0 ハ・ニ 1 0 1 5 イ 1 0 1 7 ニ・ホ・チ・ル 1 0 1 8 ロ・ハ・ニ・ホ ※指定区域の詳細については図の通り
-----	---

(2) 省略

3 (略)

第5～第8 (略)

Ⅲ～Ⅴ (省略)

[付属資料]

(1) 天然更新完了基準

(2) 参考資料

(3) 市町村森林整備計画概要図 (2) 枚 (ゾーニング図、施設・路網図、鳥獣害防止森林区域)

特に効率的な施業が可能な森林

林小班	<u>1 0 0 8 ロ・ハ・ニ・ホ</u> 1 0 1 0 <u>ロ</u> ・ <u>ハ</u> ・ニ <u>1 0 1 1 ロ</u> <u>1 0 1 2 イ・ロ</u> 1 0 1 5 イ <u>1 0 1 6 ハ</u> 1 0 1 7 ニ・ホ・チ・ <u>リ</u> ・ル 1 0 1 8 ロ・ハ・ニ・ホ・ <u>ヌ</u> ※指定区域の詳細については図の通り
-----	---

(2) 省略

3 (略)

第5～第8 (略)

Ⅲ～Ⅴ (省略)

[付属資料]

(1) 天然更新完了基準

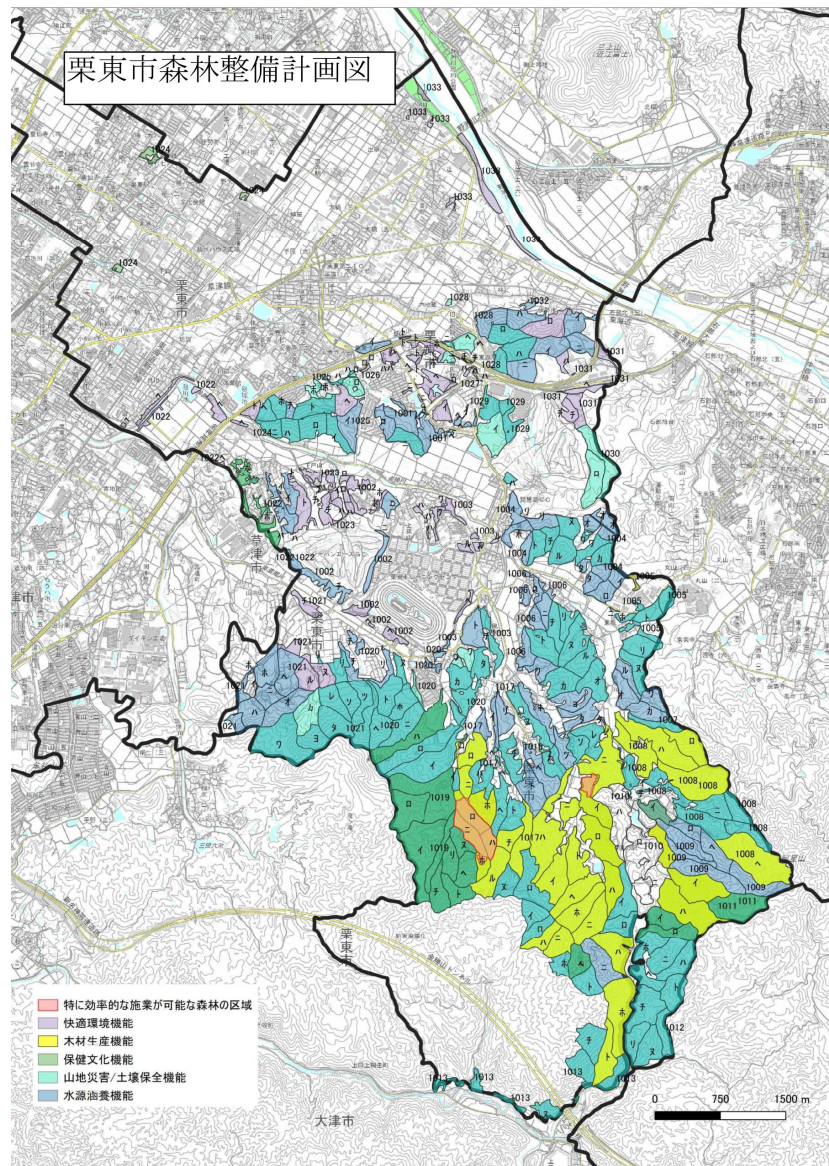
(2) 参考資料

(3) 市町村森林整備計画概要図 (2) 枚 (ゾーニング図、施設・路網図、鳥獣害防止森林区域)

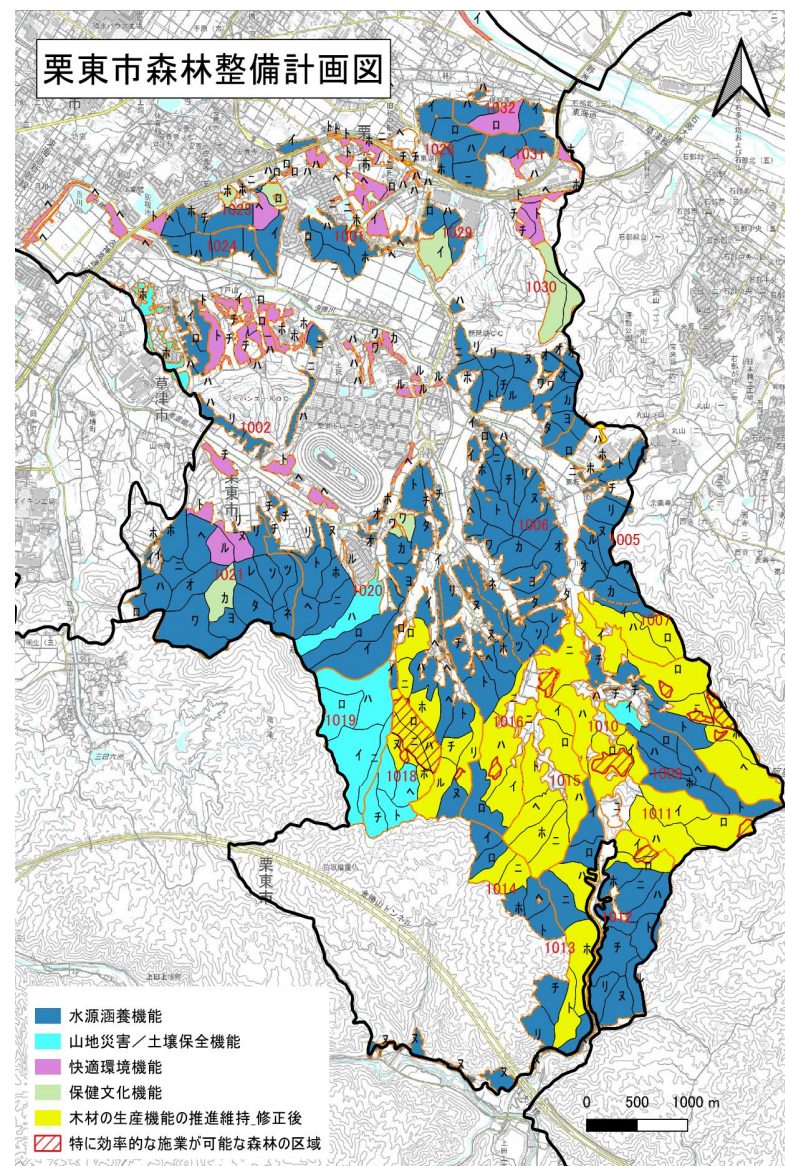
【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
^{かん} 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (うち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する区域については、長伐期施業を推進すべき森林とし、複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。)	伐期の延長を推進すべき森林	1ろ、は、ほ、へ、2は、に、ち、り、3ほ、と、4に～へ、り、よ、た、お、5い、ろ、に、る、わ、か、お、6い～へ、わ、よ、た、つ、ね、9ろ～と、13に、16へ、と、り、17い、20ち、り、お、21い～へ、お、22い～は、25い、ち、26い、28い、に、31い、に、32い、は	390ha
	長伐期施業を推進すべき森林(標準伐期齢の2倍以上)	1に、3ち、4は、と、ち、ぬ、る、わ、か、5ほ～ぬ、6と～る、か、れ、そ、お、7い～は、 8い～ち、い、へ～ち、 9い、10い、に、 11い～は、い、は、12い～る、は～る、 13い～は、ほ～ぬ、14い～と、 15い～と、ろ～と、16い～ほ、い、ろ、に、ほ、ち、ぬ、17ろ～る、ろ～ち、ぬ、る、18い～ぬ、い、は、ほ～り、 19い～に、20い～と、ぬ、か～た、21り、わ、よ～ね、24い～へ、25は、に、と、28ろ、は、ほ、29ろ～に	1,232 ha1,102ha
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (うち、複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。)	長伐期施業を推進すべき森林(標準伐期齢の2倍以上)	1に、2ほ～と、3は、へ、ち、る、わ、か、4は、と、ち、ぬ、る、わ、か、5ほ～ぬ、6と～る、か、れ、そ、お、7い～は、 8い～ち、い、へ～ち、 9い、10い、に、 11い～は、い、は、12い～る、は～る、 13い～は、ほ～ぬ、14い～と、 15い～と、ろ～と、16い～ほ、い、ろ、に、ほ、ち、ぬ、17ろ～る、ろ～ち、ぬ、る、18い～ぬ、い、は、ほ～り、 19い～に、20い～と、ぬ、る、わ～た、21と～る、わ～ね、22ほ、へ、23い～は、と、ち、24い～と、り、ぬ、25ろ～と、り、ぬ、26ろ～に、27い～と、28ろ、は、ほ、へ、29い～に、30い、ろ、31は、ほ～ち、32ろ、33い	1,437 ha1,307ha
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進すべき森林	7は、ろ、 8い～へ、ろ、い～へ、10い～に、い～に、11い～は、い～は、12い、ろ、13と、は、ほ、14に、は、15い、ろ、は、に、ほ、へ、と、い～と、16い、は、に、17ろ、に、ほ、ち、り、る、18ろ、は、に、ほ、ろ～ほ、ぬ	356 ha434ha

栗東市森林整備計画概要図（旧）



栗東市森林整備計画概要図（新）



栗東市森林整備計画

滋賀県

栗東市

栗東市森林整備計画

計画期間 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日

変更 令和 7 年 3 月 3 1 日

滋 賀 県

栗 東 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	林産物の搬出方法	6
4	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項・・・・・・・・・・	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	18

第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・	1 9
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 9
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 9
3	作業路網の整備に関する事項	1 9
4	その他必要な事項	2 0
第 8	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 1
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 1
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 2
Ⅲ	森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	2 3
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 3
2	その他必要な事項	2 3
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 3
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 3
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	2 4
3	林野火災の予防の方法	2 4
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 4
5	その他必要な事項	2 4
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・	2 5
1	保健機能森林の区域	2 5
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・	2 6
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 6
2	生活環境の整備に関する事項	2 6
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 6
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 7
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 7
7	その他必要な事項	2 7

〔別表 1〕

〔別表 2〕

〔付属資料〕

（1）天然更新完了基準

（2）参考資料

（3）栗東市森林整備計画図（2 枚）（ゾーニング図、鳥獣害防止森林区域）

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、滋賀県の湖南地域の中程に位置し、阿星山（693m）を最高峰に、鶏冠山（490m）、竜王山（604m）といった湖南アルプスを代表する緑豊かな山々を擁した山岳地帯を形成する南部地域と、安養寺山（234m）、日向山（222m）を有した豊かな穀物地帯が広がる北部の丘陵地帯で形成されている。

本市の総面積5,269haのうち、森林は2,321haで、総面積の44%を占め、その内訳は民有林1,877ha、国有林444haとなっている。この民有林では、森林組合を通じて生産森林組合によるスギ・ヒノキ等を中心とした森林整備が進められており、人工林の面積は868haであり、人工林率46%である。この殆どは戦後植栽されたものであり、今後、その多くが利用期を迎えることから、森林資源の有効活用及び森林維持のための適正な森林整備を行っていくことが重要である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林地帯、さらには天然生林までバラエティーに富んだ構成になっており、また森林に対する市民の意識・価値観が多様化していることから、以下のような課題がある。

南部地域は、民有林で森林施業の共同化が進み、スギ・ヒノキの造林が盛んに行われており、本市林業生産活動の中核を担っている。また、本市森林面積の大半を占める地域であり、伐期を迎える林分も多く存することから、販路の開拓や木材の有効利用の検討を行いつつ、計画的で効率的な伐採・搬出による林業生産活動を通じた適切な森林整備を推進することが重要である。

また、労働力不足や生産性の課題等で林業経営を行うことが難しい森林については、長伐期施業による適正な間伐等を実施していき、森林の荒廃を防止していくことが必要である。

南部地域のうち平谷地区周辺の森林については、早くから生活環境保全林の整備がなされ、また県民の森、道の駅こんぜの里りっとう、バンガロー村、森林体験交流センター、自然体験学習センター等、レクリエーション拠点施設の設置が進んでおり、森林とのふれあいの場として活用できる森林整備が望まれている。

北部丘陵地帯の一角を占める安養寺山は、周辺部の宅地化が進むなかであって、本市における緑のランドマークとして中腹部より上を都市計画公園とし、歴史的環境・自然環境を保全しつつ市民憩いの場として利用できるような施設とこれと一体的な森林の整備が期待されている。

本市東部に位置する日向山は良好な緑の景観を創出しているが、風致地区として保全が明確にされている区域以外は、施設誘致等からなる開発整備が計画されている。安養寺山同様、市街地に近隣する貴重な森林として、容易に自然とふれあえるような森林整備が今後望まれる。

2 森林整備の基本方針

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方針に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

○山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

○快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

○保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

○文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

○生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する畦畔林など。

○木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る森林として整備及び保全を推進する。

○快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

○保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

○文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

○生物多様性保全機能

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとし、また野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、生産森林組合、林業振興会、林業事業体、林業普及指導員、フォレストラー、林研グループ等、森林所有者、ボランティア団体、森林管理署などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言や斡旋などを行い、意欲のある森林所有者・森林組合・生産森林組合・林業事業体への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産に係る労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道及び森林作業道を整備する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採を実施するにあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえると共に、以下のア～エに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出に当たっては「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号林野庁長官通知）に則り以下のア～エに留意することとする。

- ア 立木の伐採・搬出にあたっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮すること。
- イ 集材路の設置にあたっては、地形に応じた線形を設定するとともに、沢筋を横断する箇所が少なくなるように配置すること。
- ウ 集材路および土場は溪流沿いから距離を置いて配置すること。
- エ 枝条・残材の有効利用や適切な整理を図るとともに、集材路・土場については、植栽や表土の埋め戻し等により植生の回復を促すこと。

4 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	ケヤキ、コナラ等

ただし、アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある品種に限るものとする。

また、花粉発生源対策として花粉の少ない花粉症対策苗木等の花粉症対策に資する苗木についても積極的に選定することとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は栗東市農林課林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備 考
スギ	密仕立て	4 0 0 0 本/ha	
	中仕立て	3 0 0 0 本/ha	
	疎仕立て	2 0 0 0 本/ha	
ヒノキ	密仕立て	4 0 0 0 本/ha	
	中仕立て	3 0 0 0 本/ha	
	疎仕立て	2 0 0 0 本/ha	
広葉樹		1 0 0 0 本/ha	
		～ 3 0 0 0 本/ha	

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は栗東市農林課林務担当とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

なお、造林に要する経費の縮減につなげるため、例えば2, 0 0 0 本/ha など低密度での植栽についても考慮する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。

この他、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一環システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、付属資料の栗東市における天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチヨウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象機種種の期待成立本数

天然更新を行う際には、その期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

また、天然更新にあたって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

天然更新の対象機種種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
天然更新の対象機種種	概ね 8 5 0 0 本/ha を標準とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的機種種の発生状況により必要に応じて 1 株あたり 2 ～ 3 本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内の期間に、別添の栗東市における天然更新完了基準により、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内に更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、人工植栽により造成された森林、種子を供給する母樹が存在しない森林であって、天然更新が期待されないものとし、天然更新に係る伐採届の提出があった際には、申請に係る森林が上記森林に該当するか個別に判断するものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は以下のア～エをすべて満たすものとする。

- ア 現況が針葉樹人工林である
- イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)
- ウ 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない
- エ 林床に更新樹種が存在しない
 - ・過密状態にある森林
 - ・シカ等による食害が激しい森林
 - ・ササが一面に被覆している森林 など

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1 の (1) による。
- イ 天然更新の場合
2 の (1) による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2 の (2) による。

5 その他必要な事項

な し

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹 種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）						標準的な方法	備 考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ	植栽本数 3500 本/ha 程度の場合	15	20	30	40	60	70	間伐率（本数率）はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)	
ヒノキ	植栽本数 3500 本/ha 程度の場合	25	30	40	55	70	80		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

保育の作業別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
つる切り	スギ										1					1			
	ヒノキ										1					1			
除伐	スギ																		
	ヒノキ																		
枝打ち	スギ															1			
	ヒノキ																1		

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数								標準的な方法	備考
		19	20		30						
下刈	スギ				30					1 回刈を標準とするが必要に応じて 2 回刈とし、樹高が雑草類の 1.5 倍以上または 60～70 cm 程度まで、6～7 月に実施する。	
	ヒノキ										
木起し	スギ									積雪による被害木に対して実施し、被災後早期に実施する。	
	ヒノキ	1	1								
つる切り	スギ									つるの繁茂の著しい箇所を実施する。	
	ヒノキ										
除伐	スギ									下刈終了後に目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、造林木の過密な箇所では不良木の除去も行う。	
	ヒノキ										
枝打ち	スギ		1		1					林床植生の確保や病害虫の予防、材の完満度を高めて優良材を生産するために 1 2 月～3 月に実施する。	
	ヒノキ		1		1						

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施するものとする。

(1) 水源の^{かん}養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林、干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源^{かん}養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源の^{かん}養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を栗東市森林整備計画概要図のとおり定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については別表1により定めるものとする。

なお、当該区域においては、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複している区域があり、その区域においては、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能

又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を栗東市森林整備計画概要図のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、山地災害危険地区、砂防指定地周辺、急傾斜崩壊危険区域等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
防風保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。それぞれの森林の区域については別表1のとおり定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等。
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を栗東市森林整備計画概要図のとおり定めるものとする。このうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近い森林である特に効率的な施業が可能な森林を次の通りとし、その区域を図示する。

特に効率的な施業が可能な森林

林小班	1 0 0 8 口・ハ・ニ・ホ
	1 0 1 0 口・ニ
	1 0 1 1 口
	1 0 1 2 イ・ロ
	1 0 1 5 イ
	1 0 1 6 ハ
	1 0 1 7 ニ・ホ・チ・リ・ル
	1 0 1 8 口・ハ・ニ・ホ・ヌ
	※指定区域の詳細については図の通り

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

な し

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合、林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合、林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供や斡旋を行う。

また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合、林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

4 その他必要な事項

な し

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の発展計画を考える上で、市土の約半分を占める山を中心とした森林の保全・育成・産業としての自立、林業の振興は不可欠である。

しかしながら、所有山林の零細性（5ha未満の森林所有者がほとんど）と併せて、森林所有者の第2・第3次産業への就労による林業労働力の減少、高齢化、林業後継者の激減によって林業経営の維持すら困難となっている。特に、山林の所有規模において高い位置を占める市南部・金勝地域の森林所有者においても他産業への流出が著しい。このような状況下の中で森林整備を進めるためには、今後は本市における林業経営の中核である森林組合、生産森林組合による、森林整備の推進と施業全般にわたっての受託体制の強化や、施業実施協定の参加促進など、森林施業の共同化の促進が必要になっている。

また、生産基盤の整備、機械化の推進を行うとともに、素材生産や林産物の生産から流通加工にいたる体制づくり及び林業の担い手を確保するため、林家をとりまく生産・流通・生活環境施設等の整備、更には水資源の涵養と市土の保全という森林の持つ公益的機能の増進が必要である。さらに、森林に対する保健休養や森林レクリエーションの場として、金勝地域の特色ある森林資源を生かした林業生産と文化・教育レクリエーション等ソフト事業の充実を幅広い組織体制で取り組み、都市近郊保養林としてレクリエーション、憩いの場としての地域林業、併せて地元林業者の就労機会拡大により経営基盤の安定化と地域林業の活性化を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

民有林における人工林の齢級構成をみると、保育及び間伐等を必要とする林分が約7割を占めており、これらの森林の健全な育成を図り、将来の林業所得に確実に結びつけるために、間伐を中心とする各種施業を計画的に推進しなければならない。また、林業者の意欲をかりたて、かつ後継者の育成を図るためにも、搬出機械の導入等を推進するとともに、間伐材の利用促進や販売の取り組みを検討する必要がある。

そのため、森林組合・生産森林組合にて間伐を積極的に取り組み、また、技術研修会や先進地研修会の開催等により、林業の中核的な担い手を育成するとともに、林業への関心を高め、施業実施協定への参加を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業計画（森林経営計画）を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心とする施業は可能な限り共同で実施し、かつ林業事業体等への共同委託により実施することを旨とすること。

イ 作業路網その他の施設の維持管理は、共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき債務等を明らかにすること。

エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

な し

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は低位であるため、集約化と合わせて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	110 m/ha 以上	30 ～ 40 m/ha
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	85 m/ha 以上	23 ～ 34 m/ha
	架線系 作業システム	25 m/ha 以上	
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	60 (50) m/ha 以上	16 ～ 26 m/ha
	架線系 作業システム	20 (15) m/ha 以上	
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 m/ha 以上	5 ～ 15 m/ha

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

イ 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網については別表2に示す。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整885号林野庁管通

知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正な管理を行う。

4 その他必要な事項

なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市における林業労働者の状況は減少と高齢化が著しいことから、担い手の中心となる森林組合、生産森林組合、林業事業体の育成について関係機関が連携して支援を行うものとし、安定雇用への制度充実、技能・技術向上に向けた研修や指導、高性能林業機械導入による省力化などを行う。

また、特用林産物の生産や販売の合理化及び森林施業の協業化の推進により、林家の経営改善を図るほか、森林組合への受託施業の計画的、安定的供給を図りながら、森林組合作業員の充実化を図り、森林組合、生産森林組合、林業振興会、林研グループ等を通じて林業の中核的な担い手を育成すると共に、林業に対する関心を高め、生活環境を整備するなど林業後継者の確保育成を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上による低コスト林業の確立と、作業者の労働負荷の軽減を目的として、施業地の状況に応じた高性能林業機械の導入及び作業システムの普及定着を図る。そのために、事業量の安定的確保や、オペレーターの養成等について検討する。また、各種事業に対する正しい認識と技術水準のレベルアップを図り、低コスト化・共同利用による機械化を推進していく。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	市内一円	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー	プロセッサ、ハーベスタ、
集材		集材機、林内作業車、グラップルウィンチ、ラジキャリー、トラッククレーン	タワーヤーダ、フォワーダ、スウィングヤーダ、2tダンプ
造林 保育等	地ごしらえ 下刈り	チェーンソー 人 力 刈 払 機	チェーンソー 人 力 刈 払 機
	枝 打	人 力 動力枝打機	人 力 動力枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の人工林は、ほとんどが戦後植栽されたものであり、標準伐期齢に達する森林も増加していることから、今後は計画的に生産される間伐材について、市内の加工施設と連携するなど円滑な流通体制及び用途の開発等を図るべく努力し、収益性の向上を図るものとする。

特用林産物は、シイタケ・マツタケ・木炭・シキミ等が生産されているが、経営規模は零細である。このうちシキミと木炭については、それぞれシキミ生産組合や走井造林組合で協業によって生産出荷しているが、いずれにしても小規模であるため、相当数量の安定供給を要する市場への出荷は困難であり、今後も産直販売を中心として農協や森林組合の協力を得て販路拡大を図るものとし、林業生産体験を目的として、森林体験交流センター内に建設した製炭炉を利活用していく。

シイタケに関しては、市内林家による原木栽培が主流であり、専ら自家消費を目的とした生産であるため、出荷量は僅かである。本市ではきのこ園で原木栽培のシイタケ狩りを体験事業の一つとして実施しており、市内林家との契約栽培によって供給をより確実なものとし、併せてシイタケ生産の振興を図るものとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を栗東市森林整備計画概要図に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法については、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて実施することとする。

対象鳥獣がニホンジカの場合、被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に実施することとする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の措置、剥離防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（箱わな、囲いわな、くくりわな、ドロップネット等によるものをいう。）及び狩猟期間内での銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止の方法の実施状況を確認する方法の実施状況を確認する方法としては、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集に努めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫等の病虫害から森林を保護するため、森林組合、生産森林組合を中心として、早期の発見による被害の未然防止と、森林病虫害防除事業による被害木の伐倒、薬剤駆除、抵抗性樹種への

転換等を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めると共に、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1) のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、生産森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等の関係機関と連携した取り組みを行う。

3 林野火災の予防の方法

本市では、林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備を進めるとともに、消防署、地元消防団との連携を図れる体制づくりを進めており、平成24年10月には栗東市消防団の機能別分団として金勝山林分団が発足されている。

金勝山林分団は金勝生産森林組合員で構成され、森林、林道等の地理を十分に把握していることから、林野火災が発生した際に現地の案内役として機能することが期待されている。今後はこれらの各機関との連携をさらに進め、平常時から林野火災予防活動や訓練を行い、迅速な対応が可能な体制づくりを図っていく。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、栗東市火入れに関する条例等関係法令に基づき適正に実施することとする。

実施においては、延焼を防止するため、風速、湿度等の変化などに特に注意を払い、延焼のおそれがあると認められるときは速やかに消火するなど周辺の安全確保に努めるよう留意する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林の所在は下記のとおりとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
8ーは～へ	

(2) その他

なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能の森林の区域

本市では保健機能森林の区域は定めない。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33号第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
栗東区域	全林班 (33)	1, 877

- (2) その他

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

地域材の利用・ブランド化等の取り組みを進め、適切な森林整備や林業振興を図り、UJIターナーなどが地域に定住できるような環境整備に努める。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

今後、森林整備において発生する間伐材の搬出増加が見込めることから、その有効利用等を通して、地域材の用途開発や森林認証（SGEC）を生かしたブランド化やJークレジットによるCO2削減量のクレジット化などに努力し、収益性の向上を図るとともに、地域の活性化に繋げていく。

また、現在は自家消費を目的とした特用林産物の生産が主であるが、農協、森林組合、道の駅等の協力を得て、産直販売の場を設けるなど、販路の拡大や栗東産林産物のアピールを図り、地域の活性化に繋げていく。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本市の金勝地域では、恵まれた金勝山系の自然環境を利用し、自然体験、野外活動、生涯学習等の森林総合利用を目的とした「こんぜの里」を整備している。

「こんぜの里」には、自然活用総管理棟（道の駅こんぜの里りっとう）、栗東市立森林体験交流センター（森遊館）、栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）があり、森林の特産物等の売店・食堂、キャンプ場、森林学習施設などの市民の幅広いニーズに対応した施設が整備されている。

また、近年増えてきている森林体験型のアスレチック施設も立地してきており、森林の新たな利活用にも期待がされている。今後もこれらの施設を活用し、さらに森林の総合利用を進めていく。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将来）	
	位置	規模	位置	規模
県民の森	荒張	広場 149,186 m ²		
自然活用総合管理棟 （道の駅こんぜの里りっとう）	荒張	道の駅 4,997 m ²		
バンガロー村	観音寺	キャンプ場等 40,750 m ²		
栗東市立森林体験交流 センター（森遊館）	観音寺	体験施設等 8,415 m ²		
栗東市立自然体験学習 センター（森の未来館）	観音寺	学習施設等 6,618 m ²		
栗東自然観察の森	安養寺	自然観察施設等 131,000 m ²		

5 住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

里山林整備の一環として、地域住民参加による森林整備を行うと共に、間伐材等による炭焼き体験を実施し、資源の循環利用の重要性について普及する。

また、市内の小学生に対し「やまのこ」事業による森林体験学習により森林づくりの重要性の理解を深め、森林づくりへの直接参加を推進する。

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

県内の森林ボランティア等都市住民を中心に、森林づくりへ直接参加しようとする気運が近年高まってきている。本市においては、このような要請に応えるため、森林づくりができる地域として荒張・観音寺地区を中心に、場所の選定や森林所有者等に対する説明を行い、市民からなるボランティア団体等に対する斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

（３）その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市内全域の森林において、森林経営管理制度に沿った経営管理を進めるため、意向調査等に取り組んでいく。適切に経営管理を実施していない森林については、必要に応じて経営管理を受託する先進地域の情報収集を行い、検討を行っていく。

7 その他必要な事項

その他、琵琶湖森林づくり事業に係る協定が締結されている森林においては、その協定に基づいた適切な管理を推進することとする。

〔付属資料〕

（１）天然更新完了基準

（２）参考資料

（３）市町村森林整備計画図（２枚）（ゾーニング図、鳥獣害防止森林区域）

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
^{かん} 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (うち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する区域については、長伐期施業を推進すべき森林とし、複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。)	伐期の延長を推進すべき森林	1ろ、は、ほ、へ、2は、に、ち、り、3ほ、と、4に～へ、り、よ、た、お、5い、ろ、に、る、わ、か、お、6い～へ、わ、よ、た、つ、ね、9ろ～と、13に、16へ、と、り、17い、20ち、り、お、21い～へ、お、22い～は、25い、ち、26い、28い、に、31い、に、32い、は	390ha
	長伐期施業を推進すべき森林(標準伐期齢の2倍以上)	1に、3ち、4は、と、ち、ぬ、る、わ、か、5ほ～ぬ、6と～る、か、れ、そ、お、7い～は、 <u>8い、へ～ち、</u> 9い、10い、に、 <u>11い、は、12は～る、</u> 13い～は、ほ～ぬ、14い～と、 <u>15ろ～と、16い、ろ、に、ほ、ち、ぬ、17ろ～ち、ぬ、</u> <u>る、18い、は、ほ～り、</u> 19い～に、20い～と、ぬ、か～た、21り、わ、よ～ね、24い～へ、25は、に、と、28ろ、は、ほ、29ろ～に	<u>1,102ha</u>
	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (うち、複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。)	長伐期施業を推進すべき森林(標準伐期齢の2倍以上)	1に、2ほ～と、3は、へ、ち、る、わ、か、4は、と、ち、ぬ、る、わ、か、5ほ～ぬ、6と～る、か、れ、そ、お、7い～は、 <u>8い、へ～ち、</u> 9い、10い、に、 <u>11い、は、12は～る、</u> 13い～は、ほ～ぬ、14い～と、 <u>15ろ～と、16い、ろ、に、ほ、ち、ぬ、17ろ～ち、ぬ、る、18い、は、ほ～り、</u> 19い～に、20い～と、ぬ、る、わ～た、21と～る、わ～ね、22ほ、へ、23い～は、と、ち、24い～と、り、ぬ、25ろ～と、り、ぬ、26ろ～に、27い～と、28ろ、は、ほ、へ、29い～に、30い、ろ、31は、ほ～ち、32ろ、33い	<u>1,307ha</u>
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進すべき森林	7は、ろ、 <u>8い～へ、10い～に、11い～は、12い、ろ、</u> 13と、は、ほ、14に、は、 <u>15い～と、16い、は、に、</u> 17ろ、に、ほ、ち、り、る、 <u>18ろ～ほ、ぬ</u>	<u>434ha</u>

【別表2】 基幹路網の整備計画

開設拡張別	種類	(区分)	位置(市町)	路線名	延長	利用区域			前半5年分	備考
						面積	材積			
							針葉樹	広葉樹		
開設										
開設計										

開設拡張別	種類	(区分)	位置(市町)	路線名	延長	利用区域			前半5年分	備考
						面積	材積			
							針葉樹	広葉樹		
拡張(改良)	自動車道		栗東市	走井	2.7	125	11,080	1,270		
				平谷	1.0	52	2,604	610		
				岩坪	0.4	30	2,290	20		
				心行路	4.5	213	29,152	2,055	○	
				十九道	0.5	31	4,334	175		
				谷山	0.2	20	0	1,350	○	
				金勝	0.5	146	26,807	190	○	
				道々	0.1	92	12,941	179	○	
拡張(改良)計				9.9	709	89,208	5,849			

開設拡張別	種類	(区分)	位置(市町)	路線名	延長	利用区域			前半5年分	備考
						面積	材積			
							針葉樹	広葉樹		
拡張(舗装)	自動車道		栗東市	道々	1.6	92	11,199	155		
				走井	5.8	125	11,080	1,270		
				谷山	0.5	20	0	1,350		
				岩坪	0.8	30	2,290	20		
				岩坪支線	0.3	10	1,692	59		
拡張(舗装)計					9.0	277	26,261	2,854		

天然更新完了基準

1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等により広域樹林化した箇所等とする。

2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種はスギ、ヒノキ等高木性の樹種とする。

3 更新及び更新補助作業

(1)本基準における更新方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。

(2)本基準における更新補助の作業については、湖南地域森林計画書で定める更新補助の作業とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

(1)後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が1.5 m以上の稚樹、幼樹、スギ、ヒノキ、マツ、クスギ等とする。

(2)更新が完了した状態は、後継樹の密度がha当たり2,500本以上とする。

(3)上記の条件を満たす区域が全体の7割を下回る場合には植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。

(4)上記の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除を実施すること。

5 更新調査の方法

(1)更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。

(2)更新調査の時期は、伐採の5年後とする。

(3)調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

1)標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象面積	2 ha 未満	1 箇所
	2 ha 以上 5 ha 未満	2 箇所
	5 ha 以上	3 箇所

2)標準地は、天然更新対象地の地形植生等を考慮の上、現地実態から平均的と見られる箇所を適切な方法を選択する。

3)標準地の大きさは、10 m×10 mのプロットを1～3箇所帯状に設けることとする。

4)明らかに天然更新基準を満たしている場合には目視とすることができるが、この場合、野帳若しくは写真を5年間保管する。

5)更新調査野帳の様式については、別紙のとおりとする。

天然更新完了基準 調査野帳

プロット番号

調査年月日

調査者

- | 1. 森林の所在 | 栗東市 | 小字 | 番地 | 林班 | 小班 |
|----------|-----|----|----|----|----|
|----------|-----|----|----|----|----|

- ## 2. 森林面積

- ### 3. 調査地の概要

No.	樹 種 名	樹 高	備 考

- #### 4. 更新の適否

対象木の本数 本

 本

適 否 (該当する方に○)

添付資料

(1) 調査位置図

2万5千分の1程度の地形図に調査地点をおとす
(経過観察後、再調査を行う場合には、到達経路等を記載する)

(2) 現況写真

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		総計			0～14 歳			15～29 歳			30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 22 年	63,655	31,762	31,893	12,412	6,449	5,963	9,882	4,975	4,907	17,494	8,813	8,681	14,452	7,221	7,231	9,415	4,304	5,111
	平成 27 年	66,749	33,186	33,563	12,256	6,266	5,990	10,597	5,407	5,190	17,092	8,588	8,504	14,969	7,517	7,452	11,721	5,331	6,390
	令和 2 年	68,820	34,110	34,710	11,355	5,784	5,571	11,412	5,872	5,540	14,748	7,453	7,295	17,813	8,910	8,903	13,138	5,923	7,215
構成比 (%)	平成 22 年	100.00	49.90	50.10	19.50	10.13	9.37	15.52	7.82	7.71	27.48	13.84	13.64	22.70	11.34	11.36	14.80	6.76	8.03
	平成 27 年	100.00	49.71	50.28	18.36	9.39	8.97	15.88	8.10	7.78	25.61	12.87	12.74	22.43	11.26	11.16	17.56	7.99	9.57
	令和 2 年	100.00	49.56	50.44	16.50	8.40	8.10	16.58	8.53	8.05	21.43	10.83	10.60	25.88	12.95	12.93	19.09	8.61	10.48

平成 22 年・27 年・令和 2 年 国勢調査報告

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	平成 22 年	30,693	623	12	3	638	9,840	19,028
	平成 27 年	31,683	563	10	2	575	10,580	20,528
	令和 2 年	32,203	479	10	3	492	10,570	21,141
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	2.03	0.04	0.01	2.08	32.06	61.99
	平成 27 年	100.0	1.78	0.03	0.01	1.81	33.40	64.79
	令和 2 年	100.0	1.49	0.03	0.01	1.53	32.82	65.65

平成 22 年・27 年・令和 2 年 国勢調査報告

(2) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

総数	森林	農地			その他	
		総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
5	2	1	1	0	2	1

湖南地域森林計画

(3) 森林転用面積

年 次	総 数	住宅・別荘・工場・事業場 等建物敷地、付帯地	ゴルフ場・ レジャー用地	農用地	その他
令和 2 年度	—	—	—	—	—

湖南地域森林計画

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		2,321ha	100%	2,166ha	876ha	1,290ha	38%
国有林		444	19	390	8	382	2
公有林	計	71	3	1,776	868	908	46
	都道府県有林	33	1.4				
	市町村有林	38	1.6				
	財産区有林	—	0.0				
私有林		1,806	78				

令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧、湖南地域森林計画

②保有山林面積規模別林家数

面積規模別	林家数				
1～3ha 未満	15	10～20ha	1	50ha 以上	1
3～5ha 未満	10	20～30ha	—		
5～10ha 未満	5	30～50ha	—		
				総数	65

湖南地域森林計画

③林道の状況

(延長：m、密度：%)

軽車道		自動車道								簡易 林道		林道密度	林道密度
		3 級		2 級		1 級		計					
路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	路 線 数	延 長	(自動車道 のみ)	(簡易林道・ 軽車道を 含む)
6	5,447	8	8,350	9	26,821	1	2,091	18	37,262	1	626	19.81	23.04

令和3年度滋賀県森林・林業統計要覧

(5) 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(令和2年)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業 (A)	126	9,307	4,290,698
うち木材・木製品製造業 (B)	1	39	—
B/A	0.79%	0.42%	—

工業統計

(6) 森林組合、生産森林組合、林業事業体等の現況

区分	組合/事業体数	組合名	組合員数 (人)	専従/常勤職員数 (人)	備考
生産森林組合	1	滋賀南部	1,259	11	大津、草津、守山、 野洲、栗東
生産森林組合	2	金勝	515	0	
		蜂屋	53	0	
木材業	13				
製材業	14				

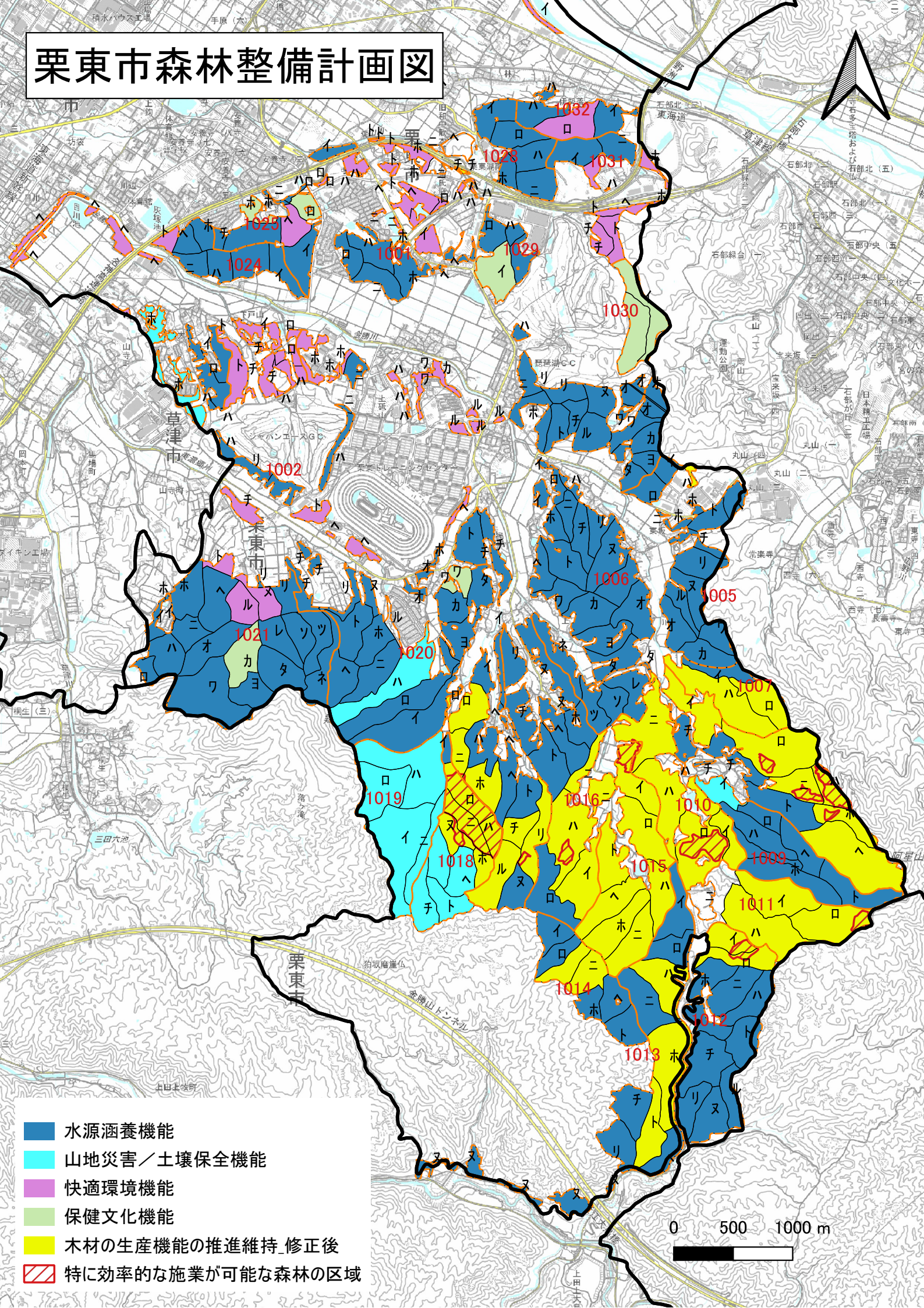
湖南地域森林計画

(7) 林産物の生産概況

品目	単位	生産量
しきみ	kg	1,144
さかき (ひさかきを含む)	kg	—

令和4年度特用林産物生産統計調査

栗東市森林整備計画図



栗東市森林整備計画図(鳥獣害防止区域)

凡例
栗東市鳥獣害防止区域
国有林

1003、1004、1005、1006、
1007、1008、1009、1010、
1011、1012、1013、1014、
1015、1016、1017、1018、
1019、1020、1021、1029、
1030、1031林班